

## 平成25年第10回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成25年10月25日(金)  
午前9時31分 から 午前10時 8分
2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室
3. 本日の出席委員(14名)

1番	田中安雄	2番	池崎計介
3番	錦戸幸春	4番	大仁田金次
5番	内尾明美	6番	福田正明
7番		8番	田中文彦
9番	福山健	10番	小野陽一
11番	塚田修彦	12番	渡邊和人
13番	春本一喜	14番	山下時義
15番	岡村貞夫(会長)		
4. 本日の欠席委員(1名)  
7番 山本政人
5. 議事日程
  - 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
  - 日程第2. 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 日程第3. 議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 日程第4. 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 日程第5. 議案第29号 農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について
  - 日程第6. 議案第30号 農用地利用集積計画の認定について
  - 日程第7. その他
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)  
事務局長補佐 坂本重志・参事 田尻龍一

## 7. 会議の概要

### 1. 開 会

開会午前 9時31分

事務局 おはようございます。定刻になりましたので、ただ今から平成25年第10回の農業委員会総会を開会致します。はじめに、岡村会長よりご挨拶をお願い致します。

岡村会長 皆さん、おはようございます。心配しておりました台風27号も天草地方には難なく無事通過するようでございます。先般の台風26号で伊豆大島に大きな被害が発生し尊い生命財産が失われました。改めてお見舞いとご冥福をお祈り申し上げます。皆様方ご存じのとおり今朝の新聞テレビ等で報道されておりました米の生産調整や経営所得安定対策を見直す方向で調整に検討に入ったという報道がなされておりました。減反は米の価格維持が目的で収入を安定させた米農家や農業団体の反発は必至ではないかと。いうことで調整は難航しそうだというようなことが今日のテレビ等で報道されていたところでございます。以上でございます。

事務局 はい、ありがとうございました。  
本日は7番山本政人委員さんが欠席でございます。出席委員は15名中14名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
尚本日は事務局長が公務出張のために欠席致しております。  
それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長にお願い致します。どうぞよろしくお願い致します。

議 長 それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(はいの声あり)

議 長 それでは、4番の大仁田金次委員さんと6番の福田正明委員さんをお願いを致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の坂

本氏、田尻氏を指名を致します。

議長 それでは、日程第2．議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第2．議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

3ページをお開き下さい。議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人より贈与により取得し所有権を移転したいというものです。申請地は5ページから9ページに図示しております。

申請物件の表示は議案記載のとおり荅北町都呂々の田6筆3，324㎡です。権利の種類は贈与による所有権移転で申請理由は非農家であり耕作困難なためです。農地法基準に照らし合わせた結果についてですが、自作地であるか、取得後全ての農地を効率的に利用するか、信託引受による権利取得ではないか、農作業に常時従事するか、権利取得後の経営面積が40アール以上となるか、所有権以外の権限に基づく耕作農地の転貸・質入れではないか、地域との調和要件を満たしているかの審議要点は、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明をいただきましたが、ご意見のある方は挙手をお願いをいたします。

これは事務局にお尋ねします。〇〇〇〇さんですか。

11番 はい。

議長 はい、どうぞ。

11番 えーと現地はですね。申請人と譲渡人と譲受人は兄弟関係になります。譲受人は〇〇〇でありますけれども現地は水稻を作っておられます。譲渡人は〇〇におられまして一切農業はしておられません。それで今回贈与という形で申請したいということでありました。

議長 譲受人のこの方が〇〇〇をしとらすとですか。

14番 よかですかね、議長。

議長 はい、どうぞ。

14番 今、〇〇さんからお話しがございましたように、兄弟なんですよ。〇〇〇〇センターのですね。上の方はお〇〇さんです。そういう関係もあってですね。跡取りをしておられる〇〇さんに譲受けをしたいということですよ。兄弟なんです。

議長 はい、只今補足的なご説明をいただきましたが、他にこの件についてご意見のある方は挙手をお願い致します。  
ございませんか。  
  
(ありませんの声あり)

議長 はい、無いようでございますので、この件についての賛成の方の挙手を求めます。  
  
(全員賛成)

議長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、許可することに致します。次に日程第3、議案第27号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程を致します。事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第3議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明致します。11ページをお開き下さい。  
申請人は議案記載のとおりです。申請物件の表示は荅北町志岐の畑2筆952㎡です。転用の目的は産業用太陽光発電システム設備設置のためです。転用しようとする理由の詳細は、申請地は、家庭菜園として野菜や花作りを小規模で行っているが申請者が年齢や後継者問題を考えると今後維持管理していくことが難しいため、立地条件や日照条件を考え太陽光発電設備を設置したい。というものです。場所及び資料につきましては12ページから15ページに図示しております。  
農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否ですが、土地の選定、申請事由の妥当性及び被

害防除対策につきましても、事業計画、資金計画、位置図、平面図、字図、配置図、給排水計画図、排水同意書等関係書類も添えられており審議要点については、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果適当であると判断しております。申請箇所は農振農用地区域の除外区域であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地の理由から第2種農地と判断しております。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は挙手をお願い致します。

4番 はい

議長 はい、どうぞ。

4番 申請人は住所は〇〇りです。申請地は城下の地内です。集落内ですけど場所をご説明申し上げますと消防署から〇〇の方へ行きますと橋がありますが、橋とあこの木が大きなあこの木があります。その間の川岸に接した所がこの申請地でございます。なかなかわかりにくいと思いますので申請地の説明をいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。他にこの件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いを致します。

ございませんか。

無いようでございますので、この件についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 はい、全員賛成でございますので許可相当として県知事に意見を送付致します。

続きまして、日程第4議案第28号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程致します。事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第4、議案第28号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明致します。

17ページをお開き下さい。申請人は議案記載のとおりです。申

請物件の表示は荅北町富岡の畑1筆104㎡です。転用の目的は駐車場用地のためです。転用しようとする理由の詳細は、申請地は、現在医療法人〇〇〇が建築中の病院に隣接しており、当病院指定の処方箋〇〇が必要なため、申請地に隣接する宅地2筆と共に申請人が借り受け、〇〇を開設することとなった。他に代替となる土地も無いことから、申請地を〇〇用地(駐車場)として利用したい。というものです。場所及び資料につきましては18ページから22ページに図示しております。

農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否ですが、土地の選定、申請事由の妥当性及び被害防除対策についても、事業計画、資金計画、位置図、平面図、字図、配置図、給排水計画図、排水同意書等関係書類も添えられており審議要点については、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果適当であると判断しております。申請箇所は農振農用地区域の除外区域であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地の理由からで第2種農地と判断しております。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。この件についてご意見のある方は挙手をお願いを致します。

えー、実はあのう私が借受人の方の所に出向きまして、詳細をお聞きして参りましたので、お繋ぎを致しておきます。今事務局の方からお話しがございましたように、〇〇〇〇〇〇〇が現在〇〇〇の〇〇〇〇の横に新設をされるというようなことで、病院が来年の〇〇〇の頭くらいに開院をするというようなことでそれに伴って〇〇〇〇〇がその横に開設をするというような事務局からの説明のとおりでございます、これに図示してございますここが国道沿いのところが農地になっておりましてその下の方は宅地でございます。従いまして農地のこの部分を〇〇用地として借り受けて駐車場にして下の借地を〇〇を建てるといわゆる下の方の〇〇を造られる所は宅地でございますので農業委員会には関係ございません。駐車場にされるこの畑の方を転用したいというようなことで今回の申請になったようなわけでございます。以上私が借受人の方のお話しを聞いて参りましたのは以上でございます。他に皆さん方のご意見がございましたら挙手をお願いを致します。ございませんか。

( はい。 の声あり )

議 長 はい。無いようでございますので、この件についての賛成の方の挙手を求めます。

( 全員賛成 )

議 長 はい、全員賛成でございますので許可相当として県知事に意見を送付致します。

続きまして、日程第5議案第29号農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更についてを上程しますが整理番号2の案件につきましては、福山委員さんが自己又は同居の親族が関与する案件でございますので。従いまして農業委員会法第24条の規程に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から審議終了まで福山委員さんの退席をお願いを致します。

( 福山委員退席 )

議 長 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、それでは日程第5議案第29号農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更についてご説明致します。平成25年10月10日付けで苓北町長から合議がっております。農業振興地域整備計画の策定又は変更をしようとするときは農業委員会の意見を聴くものとなっております。今回は農用地区域除外の申請がっており、農業委員会には除外した後転用できるかの可能性についての合議を求められております。

それでは、関連案件が2件ございますので、まず整理番号1の申請ですが24ページをお開き下さい。申請人は議案記載の町外在住の個人です。申請物件は苓北町都呂々の畑1筆1, 488㎡です。施設の概要は植林です。申請理由は当該地は山間部で作業道が狭く、農地としての維持管理が難しかったため約30年前にヒノキの植林を行った。申請人は町外在住の高齢者であり、後継者もないことから、申請地を山林として引き続き管理したいというものです。場所及び概要につきましては25ページから28ページをご覧下さい。転用の可能性についての審議要点の転用目的の適否、使用目的の実現の確実性、土地選定の適否、申請目的の妥当性、被害防除対策

についても現地確認及び本人への聞き取り等の結果適当であると判断しております。なお、農用地区域除外後の立地条件は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地の理由から第2種農地と判断しております

続きまして整理番号2ですが29ページをお開き下さい。

申請人は議案記載の〇〇〇〇法人です。申請物件は芥北町都呂々の田1筆685㎡のうち212㎡です。施設の概要は駐車場用地です。申請理由は、申請地は、申請人が運営する〇〇〇の隣接地であり町道に面していることから、〇〇の〇〇・〇〇時の送迎用車輛及び職員用の駐車場として利便性が高い場所である。他に代替となる土地もないことから申請地を駐車場用地として利用したい。というものです。場所及び概要につきましては30ページから35ページをご覧ください。転用の可能性についての審議要点の転用目的の適否、使用目的実現の確実性、土地選定の適否、申請目的の妥当性、被害防除対策につきましても事業計画書、周辺農地の所有者の同意を得ていること。現地確認及び本人への聞き取り等の結果適当であると判断しております。なお、農用地区域除外後の立地条件は申請地からおおむね300メートル以内に役場支所があることから第3種農地と判断しております。

又、整理番号1は既に植林がしてあり、整理番号2は既に埋め上げられておりますのでいずれも始末書が添付されております。以上でございます。

議 長            ありがとうございます。只今事務局からご説明をいただきましたが、関連案件が2件でございますので、1件ずつ処理をして参ります。まず、整理番号1についてご意見のある方は挙手をお願いを致します。

14番            はい。

議 長            はい、どうぞ。

14番            この方はですね、親父さんが長年〇〇に携われておられて最後は〇〇〇〇〇〇の〇〇されて退職して既に死亡しております。ここに書いてありますように子供さんもない関係で〇〇にですね住居を構えておられて既に自宅の家も解いてあるような状態で維持管理についても、山林としてこの土地を利用するというようなことであり

ますので、是非皆さん方のご理解をよろしくお願い致します。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。他にご意見ございませんか。無  
いようでございますので整理番号1につきまして賛成の方の挙手を  
求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので番号  
1につきましては許可見込みがあると決定致します。

続きまして、整理番号2につきましてご意見のある方は挙手をお  
願いを致します。

1 1 番 はい。

議 長 はい、どうぞ。

1 1 番 ○○○○○○のできた当時はですね、駐車場が無くて近くの公民  
館を職員の方とか利用されていたんですけども、子供たちの安全上  
問題があるということで隣接する元々田でした。○○○○さんの土  
地を○○○が借りられるということで、以前この総会でも認定を受  
けたところであります。現状ですが、この農地のこの部分が子供○  
○の野菜を作ったりとかいう体験農場になっております。  
隣の方に車、駐車場とか利用されているんですけども雨天時とか下  
がどろどろになったりとか不便だということで今回きちんと整備し  
て車を止められるようにして子供たちの送迎ができるようにした  
い。という話を○○○○がされておられました。

議 長 はい。えー塚田委員さんにちょっとお尋ね。これは参考までです  
けど。今○○は何名ぐらいいらっしゃいますか。

1 1 番 40数名。40名から50名。

議 長 はい、ありがとうございました。この件に、整理番号2につきま  
して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、整理番号2につきましても許可見込み有りと決定を致します。それでは、福山委員さんに入室を許可を致します。

(福山委員入室)

議 長 次に日程第6、議案第30号 農用地利用集積計画の認定についてを上程致しますが転貸の案件に塚田委員さんが自己又は同居の親族が関与する案件でございます。従いまして農業委員会法第24条の規程に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から審議終了まで塚田委員さんの退席を求めます。

(塚田委員退席)

議 長 それでは事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第6、議案第30号 農用地利用集積計画の認定についてご説明致します。38ページをお開き下さい。新規設定で2件ございます。番号1、2とも利用権の設定を受ける者は苓北町農業協同組合です。利用権を設定する土地、地番、地目地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定をする者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。2番は期間借地です。利用内容は1番は飼料作物作付、2番はレタス作付です。期間はいずれも6年2ヶ月です。39ページをお開き下さい。転貸で2件ございます。新規設定で苓北町農業協同組合が借り受けた農地を個人へ貸し出すものです。内容は新規設定と同じです。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は挙手をお願い致します。

議 長 ございませんか、無いようでございますのでこの件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので許可することに致します。

塚田委員さんにつきましては、入室を許可を致します。

(塚田委員入室)

議 長 議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局 事務局からはその他事項はございません。

事務局 次回農業委員会総会予定

平成25年11月25日(月)午前9時30分

議 長 農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして平成25年第10回総会を閉会いたします。

閉会午前10時 8分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_